

公務員の定年年齢を引き上げるための法律が可決・成立

地方公務員については、今後の労使交渉で決着をはかります

国家公務員については概要が確定

「国家公務員法等の一部を改正する法律案」「地方公務員法の一部を改正する法律案」が6月4日(金)に参院本会議で可決・成立しました。

この法改正で、国家公務員は2023年度から定年年齢が2年ごとに引き上げられ、2031年度に65歳定年制が完成します(裏面に定年年齢と対象生年月日の表)。

職員の賃金は、60歳に達した日の次の4月から減額され、7割(100円未満は四捨五入)支給となります。

役職定年制導入で、管理職は60歳に達した日から次の4月までの間に管理職以外の職に異動となります。

60歳以後、定年に達する前に退職する場合も不利にならないように、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定します。また、「定年前再任用短時間勤務制度」を導入します。

以上は国家公務員についての制度の概要ですが、地方公務員の定年年齢引き上げについては、それぞれの自治体における条例で定めなければなりません。定年年齢、給料、退職手当、日程など、労使交渉で妥結し、条例提案していくことになります。

今年の確定交渉が大切、課題は山積

改正地方公務員法では、「任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする」とされています。国家公務員は2023年度から制度が始まります。それに合わせるためには2022年度に情報提供しなければならないので、今年度中に制度を条例化しなければなりません。課題は山積しています。

定年延長で同じ職務を続けているにもかかわらず、年齢のみをもって給与水準が引き下げられることは、公務員の給与決定に関する「職務給の原則」(地公法第24条)に反することです。

60歳以後は、定年までの「定年前再任用短時間勤務制度」と、定年退職後の65歳までの「暫定再任用制度」がありますが、勤務条件は現行の再任用制度と同一の内容とされています。現行の再任用制度は収入が約6割以下であり、一時金の支給月数や生活関連手当も低いなど、制度改善は喫緊の課題です。

定年年齢は2年ごとに1歳ずつ引き上がるので、隔年で定年退職者が存在しない年度が生まれることから、年度によっては新規採用が抑制される危険性があります。教職員の年齢構成の是正を行うためにも、計画的・継続的な採用を行う必要があります。

成立した地方公務員法や国家公務員法には、我々の要求を反映した附帯決議がついています。非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇改善、必要な新規採用を継続するための定員措置、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員確保、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること、あわせて、現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること、諸課題について職員団体等の関係者との協議を行い、円滑な実施を図ること、などです。

全ての教職員の要求を声を組合に集中し、
諸課題を解決しよう！ 組合へ加入を！

定年延長は、65歳までの継続雇用を保障し、再任用制度よりも有利な勤務条件を確保できるものです。

また、附帯決議にも「若年層をはじめとする全ての職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること」とあるように、人生設計にかかわる重要な課題です。

今年の確定交渉に向けて、多くの教職員の声を組合にお寄せください。その声を背景に、組合は当局との交渉に臨みます。働く者の要求を実現するのは団結の力、数の力です。ぜひ、組合に加入してください。

《国家公務員の定年年齢と対象生年月日》

※年齢は当該年度の3月31日現在

対象生年月日	年度/定年年齢											
	'21年度 (R3年度)	'22年度 (R4年度)	'23年度 (R5年度)	'24年度 (R6年度)	'25年度 (R7年度)	'26年度 (R8年度)	'27年度 (R9年度)	'28年度 (R10年度)	'29年度 (R11年度)	'30年度 (R12年度)	'31年度 (R13年度)	'32年度 (R14年度)
	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
1961年度 (昭和36年度) 1961年4月2日～ 1962年4月1日生	60歳 定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
フルタイム再任用/短時間再任用												
1962年度 (昭和37年度) ※60歳定年最終 1962年4月2日～ 1963年4月1日生	59歳	60歳 定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
フルタイム再任用/短時間再任用												
1963年度 (昭和38年度) 1963年4月2日～ 1964年4月1日生	58歳	→	60歳	61歳 定年	62歳	63歳	64歳	65歳				
定年前短時間再任用 暫定再任用												
1964年度 (昭和39年度) 1964年4月2日～ 1965年4月1日生	57歳	→	60歳	61歳	62歳 定年	63歳	64歳	65歳				
定年前短時間再任用 暫定再任用												
1965年度 (昭和40年度) 1965年4月2日～ 1966年4月1日生	56歳	→	60歳	61歳	62歳	63歳 定年	64歳	65歳				
定年前短時間再任用 暫定再任用												
1966年度 (昭和41年度) 1966年4月2日～ 1967年4月1日生	55歳	→	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳				
定年前短時間再任用 暫定再任用												
1967年度 (昭和42年度) 以降 1967年4月2日生～	54歳	→	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年				
定年前短時間再任用												

※暫定再任用：段階的な引き上げ期間中は、定年から65歳までの経過措置として現行と同様の制度（暫定再任用）が存置されます。

京教済からのお知らせ

京教済「総合共済」は、月々600円の掛け金で、結婚祝い金(1万円)や災害見舞金(全壊10万円)など、様々なお祝いやお見舞いの給付がある上に、退職時には掛け金が全額戻ってきます。早期に加入される方がお得です。

みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい

8月19日(木)19:00-20:45は、全体集会です。

山極寿一さん(総合地球環境学研究所所長)による「教育の原点とは何か」と題する記念講演があります。オンライン開催ですが、パブリックビューイングの実施も考えています。参加の仕方など、市高までお問い合わせください。

8月20日(金)19:00-21:00は、教育フォーラム。

8月21日(土)10:00-16:00は、教科別分科会+特設①「道徳教育」など

8月22日(日)10:00-16:00は、課題別分科会+生活科・総合学習

この日は、塔南高校の松田潤先生が、京都教研からの推薦で、青年期分科会のレポーターとして参加します。市高ではパブリックビューイングも考えています。ぜひ、参加の仕方など、市高までお問い合わせください。

組合加入届

私は、 年 月より京都市立高等学校教職員組合に加入します。

 年 月 日

 高校 氏名